

2024年2月議会 まつや清 総括質問

2024年3月5日

静岡市議会議員

松谷 清

3. 第33次地方制度調査会の答申について

昨年12月、地方制度調査会は岸田首相の諮問に対して1、DXの進展を踏まえた対応、2、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携、3、大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応、について答申しました。

(1) 地方自治法の改正について

答申は、クルーズ船における新型コロナウイルスの集団感染の事例を挙げ、幅広い分野で見られた感染対策の不手際の要因から個別法に規定されない「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」「非平時」という極めて曖昧な規定で「国の補充的指示」という自治体を国の指揮下に置く法改正を求めました。2000年の地方分権一括法の「国と地方は対等」ルールに逆行するものです。政府は3月1日、改正案を閣議決定しました。全国知事会は1月に続きこの閣議決定に即日、「地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保」「運用の明確化」を求めました。コロナ感染の初期、当時の安倍首相の突然の学校の休校要請が思い出されます。地域の実情を無視した要請が今度は指示・命令に代わります。

① コロナ禍における国と地方の対応は、地方分権推進法の国と地方が対等であるという一般ルールをないがしろにしていたと片山善博元鳥取県知事は述べます。どう考えるか。

② コロナ禍においては、個別法の改正で対応可能であったにもかかわらず、このタイミングで自治法を改正することについてどのように考えているか。また、今回の改正に対する全国知事会の2度にわたる提言をどのように考えるか。

<市長答弁>

新型コロナウイルス感染症に対する当時の国と地方の対応については、迅速かつ効果的な対応が求められる状況下において、国民の健康や安全を確保するため、国と地方が連携しながら必要な対策を講じたものです。

新型コロナウイルス感染症に対する防疫は、国民の生命を守るという点において防衛と同様に、国の役割が重要です。当時の国と地方の対応について賛否両論があることは認識しています。

我々がなすべきことは、当時の対応を批判することではなく、混乱の中それぞれの現場で得た様々な経験や知恵や反省点等を、これからどのように活かすのか、です。

今回の自治法改正について、地方制度調査会は、新型コロナウイルスによる感染症危機を踏まえ、非平時に着目し、国が的確で迅速な対応を行うために、地方自治体に対して、自治事務を含め必要な指示を行うことを可能とする規定の創設等を求める旨の答申をしました。私も、この考えには賛同しています。

この改正は、国民の安全に重大な影響を及ぼすような有事において、平時とは異なるリーダーシップを国が発揮し、機動的に国民の生命・財産を保護するための「特例」として、国の地方自治体への指示等を規定するものです。

一方、国の補充的な指示を安易に行使されることにより、地方分権改革の中で築かれた通常の国と地方の関係性が損なわれるおそれもあります。

また、国は現場から遠い分、各地で異なる状況であるにも関わらず、実態にそぐわない画一的な判断をしてしま

うおそれがあります。

国は判断を誤らないという無謬性や国の方が適切な判断ができるということを前提とした議論ではなく、本件の制度化、運用についての丁寧な議論が必要です。

全国知事会の提言は、国が補充的な指示を行うことにあたって、事前に地方と十分な協議・調整等を行うこと、地方自治の本旨に則り、指示の内容を必要最小限度の範囲とすることを求めるものです。この提言は、私の考えと一致しています。

③市長は答申を支持するが都道府県知事会、指定都市市長会の懸念も共有するとしています。私自身は分権への逆行と認識しますが違う機会に議論したいと考えます。

知事会に続いて指定都市市長会も2月29日自治法改正に対する緊急要請を発表しました。今回の自治法改正について静岡市はどのような対応を行うのか、伺います。

<企画局長>

本市としては、2月29日、指定都市市長会の緊急要請において、国に対し、次の2点を要請しました。

一点目は、「今回の改正は非平時の特例であり、平時の国と地方の役割分担とは明確に分離すべきである」ということです。

二点目は、「国家的危機の事態に迅速かつ柔軟に対応することが必要であるため、国と都道府県がそれぞれ対応するのではなく、指定都市と国が直接、情報を共有し、迅速な対応ができるよう適切な制度設計を行うこと」という内容です。

今後も指定都市の一員として、指定都市市長会を通じ、国の動きを注視し、必要に応じて要請を行っていきます。

(2)デジタル化について

デジタル化は現在、技術・システムの標準化という形で集権化が進行しています。

①答申では「情報の性質・内容、利用目的、情報を取り扱う主体の権限に応じて、情報の共有・アクセスができる場合とそうでない場合について、国と地方との間であらかじめ整理すること」とあり、また、制度調査会の専門小委員会の中でも「標準化と集権化は表裏一体の関係にあり」との意見もあるため、データの連携する際の取扱いはより慎重に行うべきと考えます。データの取扱いについての、市の考え方はどうか。

<統括官答弁>

デジタル技術を活用した行政サービスの向上や課題解決に取り組んでいくためには、国や自治体間のデータ連携が、ますます重要になると考えています。

その反面、情報漏えいや不正アクセスなどのセキュリティリスクが伴うため、データ連携を行う上で、慎重な対応が必要であると認識しています。

総務省が所管する第33次地方制度調査会の答申の中では、現在、国や地方公共団体等のデータを共通のクラウド上に保存し、互いに情報を利用することで、膨大な文書のやりとりが不要になり、双方の事務の効率化につながるため、積極的に推進することが重要であると示されています。

また、自治体業務のデジタルの標準化と、データの集権化は表裏一体の関係にあるなどの意見が出ていることも認識しています。

そのため、本市のデジタル化を進める上で、データを連携する際の取扱は、国の動向にも注視しつつ、情報の性

質や内容、利用目的、情報を取扱う対象の権限等に応じた、情報の共有や利用の可否などについて、本市のセキュリティポリシーに基づいた対応をしてきます。

② 「標準化と集権化は表裏一体」に対する危機感は薄いようであります。「集権化」とは個人情報や国が一括管理につながる恐れがあります。自治体の現場をきちんと把握せず、その一例であるマイナンバーカードシステムの一元化を急ぐ国の在り方に疑問があります。

マイナンバーカード取得に 2 万点ポイント、口座情報登録、マイナ保険を進めました。一方で今回の低所得者世帯への給付は対象者からの申請による口座情報によるプッシュ型給付を推進しています。この併存状態をどう認識するかです。これらの事務を行う際、マイナポータルに登録されている口座情報を活用したのか。

③ 能登半島地震の際に、河野デジタル大臣は、マイナンバーカードの持参を呼び掛けたが、本市で、本日、災害が起きた場合、マイナンバーカードがどのように役立つのか。

<統括官>

口座情報の活用については、「静岡市価格高騰給付金」では、過去に実施した給付金事務で取得した口座情報を活用した方が迅速な給付を行えるため、マイナポータルで登録されている口座情報は利用していません。災害時の活用については、マイナンバーカードを読み込むための機器や通信環境を整えば、避難所受付時の本人確認や、既往歴、薬剤情報の確認など、健康観察への利用が考えられます。

重要案件である自治法改正が裏金で揺れる国の政治家に任せておいていいのだろうか。都道府県知事会が述べる「法案上必ずしも明記されていない点」について地方が結束する必要があります。県内首長会、議長会で議論するためにも静岡市議会の意見書が重要であると述べて質問を終わります。